

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長 南 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 豊栄地区

(1) 現況

本地域は、平坦地であり第1次農業構造改善事業を初め農村総合モデル事業などにより基盤整備が終了し、水稻では「清流米」としてブランド化、また良質な種子生産などの水田単作地帯である。営農組合、種子生産組合など担い手の集約が進んでいるが、施設の老朽化も進み水路などの維持管理の負担が増大している。また、米のブランド化を行っているため環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方法が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 長南地区

(1) 現況

本地域は、比較的平坦であり、町の特産品である蓮根栽培に取り組んでいる水田単作地帯でありまた、古くから良質な種子生産産地で知られている。平坦でない農地は生産条件が平坦地に比べ生産条件の格差があることからこれを補正する取組を行うことが必要である。また、地域では環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方法を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 西地区

(1) 現況

本地域は、埴生川沿いの平坦地に広がる水田と谷津あいの傾斜地域に水田があり、一部で酪農がおこなわれている。地域はゲンジボタルの生息地として有名であることから稲作農家と畜産農家の連携による環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方法を普及、また傾斜地域で生産条件が平坦地に比べ生産条件の格差があることからこれを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 東地区

(1) 現況

本地域は、埴生川沿いの平坦地に広がる水田と小生田川沿い傾斜地域に水田があり、一部で酪農がおこなわれている。平坦地では営農組合が大豆をちばエコで栽培しているので、水稻でも稲作農家と畜産農家の連携による環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方法を普及、また傾斜地域で生産条件が平坦地に比べ生産条件の格差があることからこれを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	豊栄地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	長南地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	西地区	法第3条第3項各号に掲げる事業
④	東地区	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。
- (3) 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については別紙のとおりとする。